報告番号	※　　第　　号

主　論　文　の　要　旨

論文題目　鄂爾泰的西南治理—論其民族観念及対策
（鄂爾泰の西南統治—その民族観念及び対策）

氏　　名　張　姍
（ZHANG Shan）

論　文　内　容　の　要　旨

鄂爾泰は清の康熙，雍正，乾隆三代に仕えたが，とくに雍正朝にあっては田文鏡、李衛とならんで雍正帝がもっとも信をおいた重臣の一人である。彼が雍正帝に提出した奏摺は数百篇が現存するが，その多くは彼の六年におよぶ中国西南（本論文では主に当時の雲南、貴州、広西三省を指す）統治時代のものであり，雍正時期の歴史研究，特に政治史と西南民族史の研究において，鄂爾泰は決して軽視することのできない人物の一人であるといえる。鄂爾泰については，中国大陸、台湾、日本の歴史学界において異なる角度から研究がおこなわれてきている。中でも彼が推進した「改土帰流」の研究が，もっとも早く展開し、成果も豊富である。また，ここ数年来、鄂爾泰に対して「開拓苗疆」の角度から行った研究も次第に増えてきており、同時に、水利工事、経済発展、文化教育、人身売買規制などに関連する研究成果も次々と発表されている。しかし，鄂爾泰の西南統治の対象はほとんどが少数民族であるにもかかわらず、上述の研究においては、筆者の見るかぎりでは、鄂爾泰の民族観念という角度から進められた研究成果はいまだ見出すことができず，さらに彼の西南民族への対策に至っては、個別の事件に対するものを除けば、その全体像を見据えた研究は未だ行われていない。それゆえ、本論文は鄂爾泰の西南統治を検討の対象とし、奏摺などの文献史料を通じて彼の民族観念及び対策を探究しようとするものである。

本論文は大きく前言、本論（第一部，第二部）および結びの三部分からなる。

前言は主に鄂爾泰に関する研究の現状と文献の利用情況を総括する。まず，これまでの鄂爾泰に関連する研究成果に関しては、その内容の重点に基づいて分類し、それぞれ説明と総括を行った。その後、従来の研究に存在する問題，例えば「改土帰流」と「開拓苗疆」に対する偏重や、掘り下げた探究の不十分さと内容の重複、人物評価の過度の強調などについて指摘を行い、同時にこれらの問題に対して私見を述べた。鄂爾泰に関する研究資料については、筆者は雍正朝の奏摺の収録情況を重点的に紹介

し、『硃批諭旨』、『宮中檔雍正朝奏摺』、『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』三者の相違を明らかにした。『硃批諭旨』が最も早く出版されたため、これまで最も多く研究に利用されているものの、『宮中檔雍正朝奏摺』に基づいて出版された『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』に収録された奏摺が現状では最も完備しているといえる。これらを基礎として，最後に本論文における奏摺の利用情況、および本論文の研究内容、主要な観点について説明する。

本論は二部に分かれる。第一部は本論文の主題の背景となる，雍正帝の民族思想及び当時の西南少数民族と土司の概況にかんする検討（第一章），および雍正帝が西南統治において鄂爾泰を重用した理由についての検討（第二章）を含む。第二部は本論文の主題そのものである鄂爾泰の土司に対する統治（第三章）、鄂爾泰の少数民族民衆に対する統治（第四章）、鄂爾泰の「漢姦」に対する統治（第五章）の三つの章を含む。

『大義覚迷録』は公布施行され，伝世したことにより、多くの学者が清朝の民族思想，特に雍正時期の民族思想を分析研究する際の根拠になった。これらの研究成果、特に中国大陸の学者の研究を見渡すと、その多くは雍正帝を完全に肯定し、とりわけ彼が『大義覚迷録』で宣揚した「天下一統、華夷一家」という民族思想を大いに称揚している。本論文では雍正帝の民族思想が進歩性を具えることを肯定すると同時に、それがある一定の条件を前提としたものであり、さらには『大義覚迷録』中に自己矛盾する部分も存在することを指摘した。後文の研究を通じてみれば、雍正帝の民族思想と鄂爾泰の西南少数民族に対する統治の間には、相互に影響する関係が存在していることは明らかである。これ以外に、第一章ではまた民族の種類、歴代の諸民族に対する管理、土司の概況の三つの方面から、当時鄂爾泰が直面した中国西南の情勢と少数民族の状況を述べている。

雍正帝と鄂爾泰の君臣関係が鄂爾泰の西南統治に大きな影響を及ぼしたことは言うまでもないが、この角度から行われた研究は少ない。第二章は雍正帝の人材観、鄂爾泰自身の素養、西南地区の戦略的位置の三つの側面から，雍正帝が西南統治において鄂爾泰を重用した原因を分析する。「用人」を重要とする雍正帝は「実行」を尊び「虚名」を嫌い、各種の道を通じて人材を広く募集し、才能だけを見て人を任用しようとした。「人材」が有限である状況において、四川，陝西，雲南，貴州など事務が繁雑で、重要な軍事的意義を持つ辺境地区に，優先的に有能な官吏を派遣した。当時の西南地区は、辺境であるというだけでなく，清朝とモンゴル、チベットが対峙する中での「必争の地」であった。満州族の出身であり、科挙によって官途に入り、人柄処世に対して用心深く慎重な鄂爾泰は、江蘇布政使を担任した期間に卓越した実政能力をあらわしており，雍正帝が西南辺境の統治に鄂爾泰を派遣するのも必然であった。

第三章は主に鄂爾泰の土司に対する統治にあらわれた彼の民族観念と対策について検討する。当初、鄂爾泰は土司の害を認識した後、保甲などの管理制度を通じて、土

司を清朝の直接な統治体系の中に組み入れることを試みた。保甲の推進が挫折した後、鄂爾泰は改土帰流を推進することになったが、ただ異なる地区の実際の情況にもとづいて、全ての土司を改土帰流しようとしたわけではなかった。改土帰流させる必要のある土司に対しては、鄂爾泰は「計擒」と「令自投献」（自発的に投降させる）を上策とし、「兵剿」と「勒令投献」（強制的に投降させる）を下策と見なした。「剿撫並用」、「恩威並施」を採用した改土帰流の過程について、従来の研究の「先剿後撫」か「先撫後剿」か、あるいは「重剿」か「重撫」かなどの議論とは異なり、筆者は鄂爾泰が最初から剿撫の既定方針を形成していたわけではなく、改土帰流に対する現地の土司の態度や抵抗の強度によって、剿か撫の対応が決定されると考える。宣撫を通じて改土帰流が可能な地区や改土帰流の必要がない地区においては、鄂爾泰は「以汉化夷、以夷治夷」の民族対策をとっているが，たびたび反抗を繰り返す地区に対しては「先威后恩、以夷制夷」という民族対策を採用した。

第四章は本論中で最大の紙幅を占める。なぜなら、従来の研究において鄂爾泰の西南少数民族民衆に対する統治は土司に対する統治としばしば混同されており、またこれまでの「開拓苗疆」に関する研究も、鄂爾泰が貴州生苗を討伐する過程の叙述に傾き、しかもある特定の戦役を取り上げて鄂爾泰の生苗に対する認識と対策を論述するにとどまっており、これらの民族認識や対策が生じるに至った経緯や因果関係については注意されていないからである。本論文では黔中南と黔東南二つの地区から鄂爾泰の貴州生苗に対する統治を分析する。前者は長寨事件およびその後の生苗宣撫を含み、後者は八寨事件、丹江の戦と清水江の宣撫、清水江の討伐、古州の大局全定という四つの段階に分かれる。筆者の分析によれば、土司に対する統治と同様に、鄂爾泰の生苗に対する認識も生苗の清朝統治に対する反応にもとづいて次第に変化しており、「剿撫並用」という対策の重点もそれに伴って異なってきている。これ以外に、奏摺中の記載にもとづいて、従来の研究で触れられていない鄂爾泰の「滇南凶猓」と「広西番賊」に対する統治についても簡潔な説明を行っている。最後に、筆者は多くの研究が安易に西南少数民族を矛盾のない一つの総体として扱っており、ために意識するとせざるとにかかわらず鄂爾泰の「以苗撃苗」「以苗制苗」という民族政策を粗略に扱い、さらには鄂爾泰の西南少数民族に対する統治についての評価に客観性と公平性を欠くことを指摘する。

第五章の研究対象は鄂爾泰の西南少数民族に対する統治に関連する「漢姦」と呼ばれる人々である。まず人身売買に従事する「川販」と「漢姦」の関係について、筆者は鄂爾泰の奏摺中の記録にもとづいて、「川販」が「漢姦」中の比較的特殊な一群であることを論証し、従来の一部の研究が主張する「川販」と「漢姦」の間に本質的な相違があるという観点を否定した。さらに、鄂爾泰の「漢姦」に対する規制について、筆者はこれまでの研究者がまだ利用していない「漢姦宜禁一条」という奏摺を重点的

に分析し、鄂爾泰が貴州の、特に営汛（兵営と街道沿いの詰所）を設けていない地区において「苗漢隔離」の民族政策を進めようとしたことを明らかにする。

以上の本論を踏まえ、結語部分では鄂爾泰の民族観念及び対策について、二点を補足的に論じる。まず、雍正帝の民族思想と鄂爾泰の西南統治が相互影響の関係にあるが、両者が「用人」「論人」「治人」を行う際には、民族的出自よりもむしろ政治的立場すなわち雍正帝の政治思想への共感の度合いの方を重視したことを述べる。次に、鄂爾泰の土司、少数民族民衆、漢姦に対する統治には相違があると同時にそれらは互いに関連しており、三者の実力の差異と清朝の西南統治にあたえる脅威における開きが、鄂爾泰の彼らに対する異なる態度と処置を招いたと考えられる。また、鄂爾泰の土司に対する「剿」「撫」の重点の転換を示す「米貼の変」と、生苗に対するそれを示す「丹江の戦」が時間的に近い時点で発生していることは、土司に対する統治と生苗に対する統治の両者において、一方の進展が両者の、ひいては鄂爾泰の西南統治全体の施策に影響を及ぼしたことを反映している。最後に、筆者は利用した文献資料と論証した主題の両方面から、本論文に存在する問題点を明らかにし、今後の研究の課題となるところを述べたい。